

老人保健施設 銀楊 利用料金表 (長期入所) 1割負担者

2019.10.1現在

	基本型 サービス費	夜勤 職員 配置 加算	栄養 マネジメント 加算	サービス 提供体制 強化加算	所得 段階	所得段階別		日 額 左記費用 合計	口腔衛生 管理体制 加算 (月額)	基本月額 (30日)
						食費	居住 費			
要 介 護 1	775	24	14	18	1	300	0	1,131	30	33,960
					2	390	370	1,591	30	47,760
					3	650	370	1,851	30	55,560
					4	1,680	500	3,011	30	90,360
要 介 護 2	823	24	14	18	1	300	0	1,179	30	35,400
					2	390	370	1,639	30	49,200
					3	650	370	1,899	30	57,000
					4	1,680	500	3,059	30	91,800
要 介 護 3	884	24	14	18	1	300	0	1,240	30	37,230
					2	390	370	1,700	30	51,030
					3	650	370	1,960	30	58,830
					4	1,680	500	3,120	30	93,630
要 介 護 4	935	24	14	18	1	300	0	1,291	30	38,760
					2	390	370	1,751	30	52,560
					3	650	370	2,011	30	60,360
					4	1,680	500	3,171	30	95,160
要 介 護 5	989	24	14	18	1	300	0	1,345	30	40,380
					2	390	370	1,805	30	54,180
					3	650	370	2,065	30	61,980
					4	1,680	500	3,225	30	96,780

※食費内訳 朝食…525円 昼食…630円 夕食…525円

3段階は、1日のうちで1食のみの場合は1食分の負担となり、2食以上は650円です。

4段階は、食べた分の実数に対する負担となります。

利 用 料	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組みられる場合の材料等を購入した場合。
	理美容代	1,500円～2,200円
	洗濯代	1点につき80円～270円

## 老人保健施設 銀楊 利用料金表 (長期入所) 2割負担者

	基本型 サービス費	夜勤 職員 配置 加算	栄養 マネジメント 加算	サービス 提供体制 強化加算	所得 段階	所得段階別		日額 左記費用 合計	口腔衛生 管理体制 加算 (月額)	基本月額 (30日)
						食費	居住 費			
要 介 護 1	1,550	48	28	36	4	1,680	500	3,842	60	115,320
要 介 護 2	1,646	48	28	36	4	1,680	500	3,938	60	118,200
要 介 護 3	1,768	48	28	36	4	1,680	500	4,060	60	121,860
要 介 護 4	1,870	48	28	36	4	1,680	500	4,162	60	124,920
要 介 護 5	1,978	48	28	36	4	1,680	500	4,270	60	128,160

※食費内訳 朝食…525円 昼食…630円 夕食…525円

4段階は、食べた分の実数に対する負担となります。

利 用 料	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組みられる場合の材料等を購入した場合。
	理美容代	1,500円～2,200円
	洗濯代	1点につき80円～270円

# 老人保健施設 銀楊 利用料金表 (長期入所) 3割負担者

	基本型 サービス費	夜勤 職員 配置 加算	栄養 マネジメント 加算	サービス 提供体制 強化加算	所得 段階	所得段階別		日 額 左記費用 合計	口腔衛生 管理体制 加算 (月額)	基本月額 (30日)
						食費	居住 費			
要 介 護 1	2325	72	42	54	4	1,680	500	4,673	90	140,280
要 介 護 2	2469	72	42	54	4	1,680	500	4,817	90	144,600
要 介 護 3	2652	72	42	54	4	1,680	500	5,000	90	150,090
要 介 護 4	2805	72	42	54	4	1,680	500	5,153	90	154,680
要 介 護 5	2967	72	42	54	4	1,680	500	5,315	90	159,540

※食費内訳 朝食…525円 昼食…630円 夕食…525円

4段階は、食べた分の実数に対する負担となります。

利 用 料	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組まれる場合の材料等を購入した場合。
	理美容代	1,500円～2,200円
	洗濯代	1点につき80円～270円

老人保健施設 銀楊 利用料金表 (長期入所)認知症専門棟個室 1割負担者 2019.10.1

	基本型 サービス費	夜勤職 員配置 加算	栄養 マネジ メント 加算	サービ ス提供 体制強 化加算	認知 症 ケア 加算	所 得 段 階	所得段階別		日 額  左記費用 合計	口腔衛生管 理体制加算 (月額)	基本月額 (30日)
							食 費	居住費			
要 介 護 1	701	24	14	18	76	1	300	490	1,620	30	48,630
						2	390	490	1,710	30	51,330
						3	650	1310	2,790	30	83,730
						4	1680	1668	4,181	30	125,460
要 介 護 2	746	24	14	18	76	1	300	490	1,665	30	49,980
						2	390	490	1,755	30	52,680
						3	650	1310	2,835	30	85,080
						4	1680	1668	4,226	30	126,810
要 介 護 3	808	24	14	18	76	1	300	490	1,726	30	51,810
						2	390	490	1,816	30	54,510
						3	650	1310	2,896	30	86,910
						4	1680	1668	4,288	30	128,670
要 介 護 4	860	24	14	18	76	1	300	490	1,778	30	53,370
						2	390	490	1,868	30	56,070
						3	650	1310	2,948	30	88,470
						4	1680	1668	4,340	30	130,230
要 介 護 5	911	24	14	18	76	1	300	490	1,829	30	54,900
						2	390	490	1,919	30	57,600
						3	650	1310	2,999	30	90,000
						4	1680	1668	4,391	30	131,760

※食費内訳 朝食…525円 昼食…630円 夕食…525円

3段階は、1日のうちで1食のみの場合は1食分の負担となり、2食以上は650円です。

4段階は、食べた分の実数に対する負担となります。

利 用 料	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組まれる場合の材料等を購入した場合。
	理美容代	1,500円～2,200円
	洗濯代	1点につき80円～270円

老人保健施設 銀楊 利用料金表 (長期入所) 認知症専門棟個室 2割負担者

	基本型 サービス費	夜勤職 員配置 加算	栄養 マネジ メント 加算	サービ ス提供 体制強 化加算	認知 症 ケア 加算	所得 段階	所得段階別		日額  左記費用 合計	口腔衛生管 理体制加算 (月額)	基本月額 (30日)
							食費	居住費			
要 介 護 1	1402	48	28	36	152	4	1680	1668	5,014	60	150,480
要 介 護 2	1492	48	28	36	152	4	1680	1668	5,104	60	153,180
要 介 護 3	1616	48	28	36	152	4	1680	1668	5,228	60	156,900
要 介 護 4	1720	48	28	36	152	4	1680	1668	5,332	60	160,020
要 介 護 5	1822	48	28	36	152	4	1680	1668	5,434	60	163,080

※食費内訳 朝食…525円 昼食…630円 夕食…525円

4段階は、食べた分の実数に対する負担となります。

利 用 料	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組まれる場合の材料等を購入した場合。
	理美容代	1,500円～2,200円
	洗濯代	1点につき80円～270円

老人保健施設 銀楊 利用料金表 (長期入所) 認知症専門棟個室 3割負担者

	基本型 サービス費	夜勤職 員配置 加算	栄養 マネジ メント 加算	サービ ス提供 体制強 化加算	認知 症 ケア 加算	所得 段階	所得段階別		日 額  左記費用 合計	口腔衛生管 理体制加算 (月 額)	基本月額 (30日)
							食 費	居住費			
要 介 護 1	2103	72	42	54	228	4	1680	1668	5,847	90	175,500
要 介 護 2	2238	72	42	54	228	4	1680	1668	5,982	90	179,550
要 介 護 3	2424	72	42	54	228	4	1680	1668	6,168	90	185,130
要 介 護 4	2580	72	42	54	228	4	1680	1668	6,324	90	189,810
要 介 護 5	2733	72	42	54	228	4	1680	1668	6,477	90	194,400

※食費内訳 朝食…525円 昼食…630円 夕食…525円

4段階は、食べた分の実数に対する負担となります。

利 用 料	日用品費	日用品のレンタル、販売。実際にご利用された場合に請求となります
	教養娯楽費	実費。リハビリ、個人作品等に取り組まれる場合の材料等を購入した場合。
	理美容代	1,500円～2,200円
	洗濯代	1点につき80円～270円

※基本加算料金 上段の( )は、2割負担の方 下段の( )は、3割負担の方の料金です。

基本型サービス費	当施設では、施設基準を満たし、かつ在宅復帰・在宅療養支援等指標の以下の評価項目について、項目に応じた値を足し合わせた値が20以上に該当しております。
在宅復帰・在宅療養支援等指標	
A. 在宅復帰率 算定日が属する月の前6か月において、退所者のうち在宅において介護を受けることとなった者の占める割合	20:50%超え 10:30%超え 50%以下 0:30%以下
B. ベッド回転率 30.4を平均在所日数で除して得た数	20:10%以上 10:5%以上 10%未満 0:5%未満
C. 入所前後訪問指導割合 算定日が属する月の前3か月において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合	10:30%以上 5:10%以上 30%未満 0:10%未満
D. 退所前後訪問指導割合 算定日が属する月の前3か月において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内または退所後30日以内に退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者および家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合	10:30%以上 5:10%以上 30%未満 0:10%未満
E. 居宅サービスの実施数 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護について当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健および介護医療員院を含む)における実施数	5:全てのサービスを実施 3:2種類のサービスを実施 2:1種類のサービスを実施 0:実施していない場合
F. リハ職専門の配置割合 常勤換算方法で算定した、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数	5:5以上 3:3以上 5未満 0:3未満
G. 支援相談員の配置割合 常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数	5:5以上 3:3以上 5未満 0:3未満
H. 要介護4又は5の割合 算定日が属する月の前3か月における入所者のうち、要介護4又は5の者の占める割合	5:50%以上 3:35%以上 50%未満 0:35%未満
I. 喀痰吸引の実施割合 算定日が属する月の前3か月における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合	5:10%以上 3:5%以上 10%未満 0:5%未満
J. 経管栄養の実施割合 算定日が属する月の前3か月における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合	5:10%以上 3:5%以上 10%未満 0:5%未満

在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34円/日 (68円/日) (102円/日)	1020円/月 (2040円/月) (3060円/月)	在宅復帰・在宅療養支援等指標において、項目に応じた値を足し合わせた値が在宅復帰・在宅療養支援等指標において、項目に応じた値を足し合わせた値が40以上に該当している場合加算されます。 地域に貢献する活動を行っております。
夜勤職員配置加算	入所の数が20またはその端数を増す毎に1以上の数の夜勤を行う看護職員・介護職員を2名以上超えて配置		
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、管理栄養士等共同して、個別の栄養ケア計画を作成・実施		
サービス提供体制強化加算	介護福祉士を60%以上配置		
認知症ケア加算	76円/日 (152円/日) (228円/日)	2280円/月 (4560円/月) (6840円/月)	認知症専門棟入所の場合
口腔衛生管理体制加算	30円/月 (60円/月) (90円/月)	歯科医師又は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び、指導を月1回以上行い、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成	
褥瘡マネジメント加算	10円/月 (20円/月) (30円/月) ※3か月に1回	入所者ごとの褥瘡発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する研究事業」において、明らかになったモニタリング指標を用いて、入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果を厚労省に提出し、褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者に対し、関連職種の方が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、少なくとも3か月に1度ケア計画の見直しをおこなっている場合。	
介護職員処遇改善加算	介護職員の給与等の処遇改善を目的として国が交付していた介護職員処遇改善交付金相当分 ※保険適用合計分の3.9%の金額		
介護職員等特定処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保険施設サービスを行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、保険適用合計分の2.1%の金額		

※その他加算料金(該当する場合に加算されます。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の対象です。) 上段の( )は、2割負担の方、下段の( )は、3割負担の方の料金です。

初期加算	30円/日 (60円/日) (90円/日)	900円/月 (1800円/月) (2700円/月)	入所後30日間の加算
療養食加算	6円/食 (12円/食) (18円/食)	540円/月 (1080円/月) (1620円/月)	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合



短期集中リハビリテーション 実 施 加 算	240 円/日 (480 円/日) (720 円/日)	入所後3か月以内に、作業療法士等により集中的にリハビリを行った場合	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	240 円/日 (480 円/日) (720 円/日)	週 3 回まで	入所後3か月以内に、認知症であると医師が判断し、作業療法士等により、集中的にリハビリテーションを行った場合
排せつ支援加算	100 円/月 (200 円/月) (300 円/月) 支援開始月から6か月以内	排泄に介護を要する入所者で、適切な対応で、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれると医師または医師と連携した看護師が判断したものに対して、医師、看護師、ケアマネジャー、その他の職種が共同して、入所者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援計画に基づく支援を継続して実施した場合	
口腔衛生管理加算	90 円/月 (180 円/月) (270 円/月)	<p>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月 2 回以上行った場合。</p> <p>歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言、および指導を行った場合。</p> <p>歯科衛生士が、当該入所に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応している場合。</p>	
経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月 (800 円/月) (1200 円/月)	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議棟を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合 ※作成された月から6月内	
経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月 (200 円/月) (300 円/月)	経口維持加算(Ⅰ)算定者において行う食事の観察、および会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合	
経口移行加算	28 円/日 (56 円/日) (84 円/日)	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合	
ターミナルケア加算 (死亡日以前 4~30 日)	160 円/日 (320 円/日) (480 円/日)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合	
ターミナルケア加算 (死亡日前日及び前々日)	820 円/日 (1640 円/日) (2460 円/日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者又は、その家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること</li> <li>・医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること</li> </ul>	
ターミナルケア加算 (死亡日)	1650 円 (3300 円) (4950 円)		
緊急時治療管理費	518 円/日 (1036 円/日) (1554 円/日)	病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理として、投薬・注射・検査・処置等を行った場合 (1月に、1回、連続3日まで)	

所定疾患施設療養費 (I)	239 円/日 (478 円/日) (717 円/日)	肺炎、尿路感染症、带状疱疹について、投薬・検査、注射等行った場合 (連続する7日まで) 当該移設の前年度の当該入所者に対する投薬、駐車、処置等の実施状況を公表している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日 (400 円/日) (600 円/日)	認知症の行動、心理症状が認められた利用者について、緊急に受け入れた場合(入所した日から7日を限度)
外泊時費用	362 円/日 (724 円/日) (1086 円/日)	自宅へ外泊した場合は、基本サービス費に代えて算定(月6日限度)
低栄養リスク改善加算	300 円/月 (600 円/月) (900 円/月)	低栄養状態又はその恐れがある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、ケアマネジャーその他の職種の者が共同して、栄養管理するための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成。 計画に従い、医師または歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、栄養管理を行う。 当該計画の作成日から6か月を超えた場合であっても、低栄養状態等の改善が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされる場合は、引き続き算定されます。
地域連携診療計画情報提供加算	300 円/回 (600 円/回) (900 円/回)	地域連携診療計画管理料を算定する病院に、入所者にかかわる診療情報を文書にて情報提供した場合
退所前連携加算	500 円/回 (1000 円/回) (1500 円/回)	居宅介護支援事業者と退院前から連携し、診療情報を示す文書を添付して、情報提供しサービス調整を行った場合
訪問看護指示加算	300 円/回 (600 円/回) (900 円/回)	入所者の退所時に、医師が訪問看護等の利用が必要であると認め、訪問看護ステーション等に対し指示書を交付した場合
退所時情報提供加算	500 円 (1000 円) (1500 円)	退所後の主治医等に対して診療状況を示す文書を提供した場合 (1回まで)
試行的退所時指導加算	400 円/回 (800 円/回) (1200 円/回)	入所期間が1月を超える入所者を居宅で試行的に退所させる場合、入所者及びその家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合

<p>入 所 前 後 訪 問 指 導 加 算 ( I )</p>	<p>450 円 / 回 (900 円 / 回) (1350 円 / 回)</p>	<p>入所期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる場合、入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に、退所後生活する居宅に訪問し、退所を目的とした施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定を行った場合</p>
<p>入 所 前 後 訪 問 指 導 加 算 ( II )</p>	<p>480 円 / 回 (960 円 / 回) (1440 円 / 回)</p>	<p>入所期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる場合、入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に、退所後生活する居宅に訪問し、退所を目的とした施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合</p>
<p>か かり つ け 医 連 携 薬 剤 調 整 加 算</p>	<p>125 円 / 回 (250 円 / 回) (375 円 / 回)</p>	<p>次にあげる基準に適合する入所者に対し、処方する内服薬の減少について、退所時または退所後 1 か月以内に、入所の主治医に報告し、その内容を診療録に記載した場合</p> <p>イ. 6 種類以上内服薬が処方されており、老人保健施設の医師と、入所者の主治医が共同して、総合的に評価調整し、内服薬を減少させることについて、両医師が同意している者</p> <p>ロ. 合意された内容に基づき、老健施設の医師が入所者に処方する内服薬について、入所時処方されていた種類に比べ 1 種類以上減少させた者</p> <p>ハ. 退所時において、入所時に比べ 1 種類以上減少している者</p>
<p>再 入 所 時 栄 養 連 携 加 算</p>	<p>400 円 / 回 (800 円 / 回) (1200 円 / 回)</p>	<p>入所が退所し、病院・診療所に入院し、退院後再度老人保健施設に入所する際、必要となる栄養管理が前入所時と大きく異なるため、管理栄養士が、病院診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合</p>
<p>特 定 治 療</p>	<p>診療報酬点数 (点数×2) (点数×3)</p>	<p>やむを得ない事情により、処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合</p>